

令和4年(2022年)11月30日

桜台改革プロジェクト報告書

桜台自治会改革プロジェクト

1. はじめに

令和2年、3年に実施したアンケートで、高齢化率(65歳以上の人口の比率)が50%を超えた桜台自治会の課題が浮き彫りになり、その対応のために令和3年(2021年)11月に、桜台自治会改革プロジェクト(以後 SKP という)を結成し検討を進めてきた。

全国では、過疎化が進んだ地区だけではなく、都市化の進行で近隣関係が気薄になった地区や昭和40年代に団塊の世代が一度に移り住んだ都市圏の大規模団地で、近年、自治会の会員数の減少、自治会活動の停滞等が大きな問題になっており、最悪のケースでは解散に至った自治会が出てきている。一般的には会員率70%で自治会活動は停滞し、50%で解散の危機に陥ると言われている。

幸いなことに桜台自治会は会員率95%で現在は大きな問題になっていないが、今後更なる高齢化の進展とともに、自治会活動の停滞につながる会員率の低下が心配されている。

SKP では改善すべき課題を明らかにしたうえで、桜台自治会が取るべき対応を以下のように提案する。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクトメンバー

会長、副会長、地区長の各常務役員をベースに、公募に応じてくれた会員で構成した。

- ① 令和3年度: 常務役員(星野会長、中嶋, 玉川, 桐田, 荒牧各副会長、高橋, 園, 安藤, 島本各地区長)、2丁目坂本氏、3丁目笹野氏、西山氏 計12名
- ② 令和4年度: 常務役員(星野会長、中嶋, 玉川, 桐田, 荒牧各副会長、高橋, 片桐、藤田、中村各地区長)、2丁目坂本氏、園氏、3丁目笹野氏、西山氏、計12名

(2) プロジェクト期間

2021年(令和3年)11月～2022年(令和4年)11月

3. 桜台自治会のめざすところ

同じ地域に住み利害を共有する、すなわち地縁による限られた関係において、地域の利便性、快適性、安全性等をも高めるために、地域の問題を取り上げ議論して、より多くの住民が満足できるものにするように、ボランティア精神を発揮して協力し合うことで、地域共同管理の機能を果たすことである。

会員の高齢化で生じたいろいろな課題がある中で、今後さらに安全で安心な住環境を維持し、ともにふれあい、支え合い、助け合う地域社会を実現するためには、自治会活動を負担と

思わないような、誰でも参加したい持続可能な自治会活動をめざす必要がある。

そのためには、普段から、地域の中で、地道な活動や対話を通して交流を重ねて、相互の信頼関係を構築し、いざと云うときに「共助」の力を発揮出来るようにしなければならない。

自治会活動の経験は、隣にいる人が「赤の他人」ではなく、「遠くの親戚」以上に頼りがいのある人であることを知ること、他者や公共に関心をもつ第一歩となり、自治会は無くてはならない存在にとして認識されることになる。

高齢化が進む桜台自治会においては、“会員の自治会への更なる理解と協力のもとに、元気な人がその人の出来る範囲で活動し、高齢のため役員活動を辞退せざるを得ない人を支え合い助け合っていく”ことを、これからの自治会活動の基本とする。

4. 改革プロジェクト報告書の要約

(1) 桜台自治会の高齢化への基本対応

SKPは結成以来わずか1年のプロジェクトであったが、桜台自治会が抱える問題点について、いろいろな角度から議論を展開してきた。

自治会加入率95%を誇る桜台自治会は、自治会活動に理解があり協力的な会員に支えられ、他の地域の模範となるような活動を展開してきた。

このような協力的な会員に支えられている桜台自治会は高齢化が進んだとはいえ、正しい現状認識のもとに改善を進めれば、悲観的になる必要はなく今後も自治会活動は持続可能であると、SKPでは考えた。

すなわち、会員の高齢化を怖がるのではなく、“高齢化で生じる問題を継続的に監視し改善につなげていく”ことで、自治会活動の停滞を避け地域共同管理の機能を維持できると考えた。

(2) 改善課題の取り扱い

SKPではまず高齢化等で生じる問題を列挙し、“改善課題一覧表”を作成した。今すぐ対応が必要な緊急課題はなく、年度活動方針策定の過程でこれら課題の優先度を評価し、検討課題を絞って年度活動方針に上げ、検討を進めていくことで、高齢化等に起因する問題の対応は可能であると判断した。

(3) 役員輪番制の評価

高齢化による一部の理事、班長の辞退はあるものの、“役員輪番制は機能しており”ここ3～5年では班長周期が5年以下にはならないと判断した。5年以下になった場合は、班統合等に対応することにした。

輪番制に代わる理事、班長選任方法は見つからなかった。

(4) 常務役員の引き受け手不足

会長、副会長、地区長の常務役員の引き受け手不足の問題に対しては、常務役員の業務を明確にしたうえで、業務のマニュアル化、簡素化、削減を図り、引き受けやすい環境を

作ることが必要と考えた。

また、常務役員は地区の代表として自治会を引っ張っていく人であり、その候補者には日頃から自治会活動に関心を持ってもらうことが必要である。そのためには、自治会全体で次の常務役員選任のための活動を日頃から展開することが重要である。そのために「常務役員選出のための行動スケジュール表」を作成し、毎月本部役員会でフォローすることにした。

自治会活動やいろいろなチャンネルで人を知り、コミュニケーションを図り、信頼関係を醸成することが役員人選のスタートであり、日常的に役員全員が意識して取り組むことにした。

(5) 常務役員会の機能強化と問題点

自治会運営において課題解決を進めるためには、“常務役員会の機能を強化する”ことが必要と考えた。

現会則では“常務役員会は議事録もいらない本部役員会の補助機関”と規定されているが、“自治会運営の中心的な存在”として、企画、課題解決の提案をする会議にしていかなければならない。常務役員会の進め方を見直し、改善活動を推進する中心的機関にし、議事録も作成することにした。会則の改正が必要になる。

常務役員会の機能強化で、改善すべき課題の検討業務が増え、常務役員の業務負荷の増大は常務役員の引き受け手不足を増長する可能性があるが、次項でその解決案のひとつを提案する。

(6) 自治会改善ボランティア

今後増えると予想される常務役員の改善検討業務を低減するために、自治会改善に熱意を持っている人を対象に公募する“自治会改善ボランティア”を数名配置し、自治会改善活動を支援していく体制を作ることで、高齢化が進む桜台自治会の課題解決を促進する仕組みを構築する”ことを提案する。

自治会改善ボランティアは、会則の第29条(顧問)に規定する顧問に相当するものし、業務範囲及び期間を明確にし、本部役員会の審議議決を経て会長から委嘱するものとする。

(7) 専門事務員の配置

もし最悪のケースで、近い将来高齢化で理事班長業務ができない人が増え、常務役員の引き受け手がなく選任ができない事態が生じた場合の対応として、役員業務の徹底的な削減は当然のこととして、“副会長、地区長、理事、班長、専門部等の負担の大きい業務を代行する専門事務員の配置”を提案する。

専門事務員はマンション等の管理組合的発想で、“常務役員、本部役員は最終的には会議の出席だけで、現在の役員業務はほとんどすべて専門事務員が代行する”ものとする。

定期総会議案書作成、会計監査資料作成、本部役員会・常務役員会等の議事録作成、基準規程類の維持改正、ごみステーションの対応等を含む副会長、地区長業務、専門部業務の代行実施を考えている。

自治会役員の献身的努力で、ボランティアで進められてきた上記自治会の運營業務を、有給(年間2人の専門事務員で年間150万円)の専門事務員に委嘱することは、自治会活動の基本としてきた、支え合い助け合いの精神や連帯意識を薄め、お互いを知り交流する貴重な機会を奪い、自治会の弱体化につながるのか等の懸念がある。

専門事務員の配置は、共働きが普通になり自治会活動や行事への参加が敬遠される今の時代において、それは自然な選択なのか、または専門事務員の採用によって人を知る機会が減ってそれが本当に自治会の弱体化につながるのか、弱体化を防ぐ方法はないのかなど、採用時においては更なる慎重な検討が必要である。

(8)最後に

SKPの提案で一番重要なのは、「改善課題一覧表」に上げた諸課題の解決に取り組む中心となる“**常務役員会の機能強化を図る**”ことであり、常務役員会が自治会運営の中心的役割を果たすことである

SKPの提案は、常務役員会で実行計画を立ててもらい、常務役員会の審議を経て本部役員会に提議される。本部役員会で審議議決されて実行となるが、改善案は常務役員会でさらに検討が必要なものもあり、中には定期総会の審議議決が必要なものもある。

以後、検討の過程に従って詳細な報告を進めていきます。

5. 令和2年、3年の2回のアンケート等で浮かび上がった課題

会員の高齢化の進展で、いろいろな課題が浮かび上がり、放置すれば今後自治会運営に支障が生じる可能性があることが分かった。主な課題としては

- (1) 高齢化で班長、理事の業務ができない人が増えるが、どう対応するか。
- (2) 理事、班長を引き受けやすくするために理事、班長業務をどう見直すか。
- (3) 理事、班長の業務負担が大きい専門部活動をどう見直すか。
- (4) 常務役員を引き受ける人がおらず、選出が困難になっていることに対応するためにどう対応するか。
- (5) 今後、高齢化で役員業務ができないことを理由に自治会脱会者が増えることを如何に防止するか。
- (6) 役員負担の大きい夏祭り、フェスティバル等のイベントをどう見直すか。
- (7) 高齢化に対応して新たに必要となる“支え合い助け合いの活動”はどうあるべきか。
- (8) 自治会はどのような高齢者支援ができるか。
- (9) 自治会が一体となってこの危機を乗り越えるために、広報の重要性を着目して、その改善を如何に図るか。
- (10) 将来の自治会を背負う若い世代の自治会参加をどう進めるか。
- (11) 30年以内に70%の確率で発生する可能性のある、東京湾北部直下型地震(マグニチュード7.3)にどう備えるべきか。今の自主防災規約で対応が可能か。

その他、検討で上がった改善課題を含めて、添付資料.1「桜台自治会改善課題一覧表」に整理した。

6. プロジェクトの進め方

SKP の討議を通じて浮かび上がった課題を整理して検討・分析を進め、現状分析と目指す姿を、添付資料.2「桜台自治会の現状分析と目指す姿」にまとめた。

SKP ではまず、アンケート結果等から浮かび上がった班長、理事業務の削減や夏祭りのイベントの見直し等の改善課題の検討を進め、問題の深耕を進める中で問題の本質的課題を見つけ改善を進めることにした。

7. アンケート結果等からの改善課題の検討結果と提案

7.1 班長の業務見直し

高齢の班長でも容易に班長業務が行えるようにできないか考えてみた。

(1) 集金業務の見直し

募金等の集金業務を止めれば、班長だけでなく事務局の募金活動で生じた現金の取り扱い・保管・集計業務が無くなり、大きな省力化につながる。

”添付資料.3「集金業務の見直し」を参照のこと。

班長の集金業務を止める代わりに自治会館に募金箱を置き、募金したい人が自治会館に募金を持参するようにしたうえで、目標額に達しない場合は自治会費から一定額を補填する案が、本部役員会で多数の人に支持された。

しかしながら1募金当たり20万円以上を集める現在において、自治会費から出せる補填額は2万円程度であることからして、会員の善意を引き出すことを優先して、また一方、集金時は会員の安否確認や近隣とのコミュニケーション向上のためにも、班長には引き続き集金をしてもらうことにした。班長の高齢化が進み募金集金の再見直しが必要になったら、集金中止を再考することにした。

(2) 回覧板の見直し

回覧物が多い、回覧回数が多い、必要のない回覧が多い、回覧板を無くすことはできないか等の意見が多数寄せられたため、回覧板の見直しを実施した。

添付資料.4「回覧板の見直し」を参照のこと。

会員のパソコン、スマホ等の SNS の普及が60%程度の桜台において、全会員をカバーする広報手段はなく、しばらくは回覧板に頼らざるを得ない。

そこで、回覧物に対する意見に対応するために、以下の改善を実施する。

- ① 回覧板回覧は月2回とする。理事は、5日、20日に自治会に取りに来る。(本部役員会承認済)
- ② 回覧物精査の結果、不必要な回覧はないので、確実に読んでもらいたい回覧は重要回覧と明記し、単独回覧等にする。

- ③ 桜台自治会ホームページで回覧板を見ていて回覧不要を希望する会員にも、従来通り回覧板を回す。
- ④ 理事が、回覧物を自治会から持って帰って班長毎に仕分けする作業を無くすために、班ごとの仕分け作業を事務局事務員で行う。(本部役員会承認済)
- ⑤ 回覧板を無くすためには、自治会発行の回覧に絞りまとめた、自治会広報紙の戸別配布(ポスティング)が考えられるが、回覧板に代わるものにはなりえないと判断した。
- ⑥ 会員が必要とする回覧物を発行するためにマニュアルを定め、広報の充実を図ることにした。

7.2 理事の業務削減

理事の業務で削減が可能な業務について検討した。

(1) 回覧の班長配布業務の省力化

回覧物の班長別仕分けを事務局にお願いすることにした。

(2) 中央公園清掃指揮を止める

中央公園の清掃は今まで、各区の理事が清掃指揮をしてきたが、今までの1丁目各区が担当してきた桜台通りの清掃を止め、中央公園の清掃を1丁目をお願いする。中央公園は他の公園より大きい、公園を数分割するとか清掃場所を限定することで対応する。

(3) 専門部部長、副部長としての業務の見直し

理事の最大の業務は専門部活動である。1年任期の中で、生涯で一度回ってくるか来ないかの理事として、全く知らない専門部活動をリードすることは容易なことではない。

専門部活動の見直しについては次項で詳しく取り上げる。

7.3 専門部活動の見直し

防犯、防災、生活環境、福祉、文化体育、イベント企画、広報の7専門部があり、この活動を通じて自治会活動を知り、人を知って親睦を深め、住環境の維持や安全で安心な地域づくりに貢献してきた。また、他の自治会にはない特徴的な組織として自治会活動を引っ張ってきた。

専門部活動の問題点としては、

“1年交代の理事が部長、副部長を務める専門部活動は、1年交代では活動を知るのが精一杯で見直し改善もままならず、ほとんどの活動は前年踏襲で行われてきた。”

専門部の活動内容については、会則の前ページに参考資料として紹介されているが、これをベースに活動が企画されてきた。具体的な年度計画は各専門部で作成され、本部役員会の審議議決で決定できることになっている。新たな企画で活動項目を増やしたり、減らしたりすることも可能になっている。

専門部活動は理事、班長にとって負担の大きい業務であり、高齢化が進む桜台自治会においては負担の軽減が望まれている。

SKP で検討した課題としては

(1) 活動項目の削減により業務負担の軽減はできないか。

添付資料.5「専門部活動内容一覧表」に示すように一見して不要な活動はなく、活動項目の決定(削減も含めて)は年度毎の事情を勘案して各専門部に任すべきと考えた。

各専門部は、年度毎に必要な活動を絞り込み、無理なくできる活動を計画することで、自ずと活動項目の見直し削減は可能と考えた。

今まで、活動項目の削減等の見直しが専門部内で進まなかったのは、新任の理事、班長が専門部活動を知るには時間がかかり、前年踏襲の安易な活動計画にならざるを得ないことが考えられる。

(2) 専門部の引き継ぎについて(専門部サポーターの提案)

専門部の改善が進まなかった原因の一つに、専門部の引き継ぎがある。

活動は前年踏襲が精一杯で、活動反省事項も次年度活動計画にほとんど生かされずに来た。

SKP では、次年度への引き継ぎを円滑に進め、専門部活動の改善を進めるために、前年度専門部部長、副部長のどちらかが専門部サポーターとして、次年度専門部活動を支援することを提案する。

専門部サポーターは、新年度の活動計画作成時の期間に限定し、新専門部と一緒に計画づくりを指導し、活動の引き継ぎを行うことにした。

現在、常務役員が専門部アドバイザーとして、同じように専門部の新年度活動計画づくりを指導する立場にあるが、細かい指導ができていない反省に立って、専門部サポーターを追加し一緒に指導することを提案するものである。

(3) 班長の配属なしに専門部活動は可能か。

現在の活動項目では班長の専門部配属は必要である。班長の専門部配属を止めるには、専門部活動を抜本的に見直し活動項目の削減が必要であるが、SKP では時間的な制限で検討はできなかった。

一方、専門部活動は固定的なものではなく、各年度の事情に応じて変更できるし、専門部内で協議して削減することでもいいとした。

(4) 班長の専門部配属辞退について

アンケートでは、高齢化等で専門部活動はできなくなってきたという班長の意見がある。

高齢化等に伴う理由で班長から専門部活動ができないと申し出があった時、各専門

部員の大方の理解が得られた場合、部長はそれを許可することができることを提案する。会則改正が必要か今後検討する。

7.4 夏祭り等イベントの見直し

アンケートでは約60%の会員が夏祭りの中止か縮小を、約70%の会員がフェスティバルの縮小を要望していることから、今後のイベントの在り方を検討した。

また、従来通りの盆踊り等の夏祭りの継続を望んでいる人も多くいることから、従来通りの夏祭りか、縮小かの判断は難しい。従来通りの夏祭りをするにしても、今まで準備を担当してくれた主力メンバーが高齢化している関係から、テント張りや机椅子等の設置や放送設備設置、撤去等の外注化を含めて検討が必要である。縮小するにしてもどんな縮小案があるのか、フェスティバルも含めて早急にイベント企画準備委員会を立ち上げる必要がある。

SKPでは縮小案を検討し、検討結果を添付資料.6「イベント企画の見直し」にまとめた。

7.5 防災活動の見直し

30年以内に70%の確率で発生する可能性のある、東京湾北西部直下型地震(マグニチュード7.3)に備えて、桜台自治会の防災活動の見直しは喫緊の課題である。

SKPではその対応を検討し、添付資料7「桜台自治会防災活動の見直し」にまとめた。

「桜台自治会自主防災規約」は、高齢化が進む桜台自治会においては絵に描いた餅であり、発災時には機能しないと思われるところが多く、早急にプロジェクト等を結成し見直す必要がある。

発災後、公助が開始されるまでの3～7日間をどう生き延びるかを中心課題として、近助、自助を重視して、規約の改正、防災マニュアル整備等を提案する。

- 真冬の夜間の発災で凍死してしまう危険性。
- 倒壊・半倒壊の家屋が多数ある中、びくともしない耐震の家屋が残っている。自宅避難の対応の検討が必要。
- 避難行動要支援者をどのように誰が救出するの。
- 火災の発生もある。消火は。
- 高齢化した防災班長は本当に動けるの。
- 携帯電話が使えない中、防災本部とどのように連絡を取り合うの。

疑問は尽きないが、このような質問に桜台自主防災規約、防災マニュアルは答えてくれていない。

現在、地域防災計画作成が進められているが、これに併せて検討を進める。

8. 改善課題検討から見えてきたこと

前項で進めた改善課題検討は重要であるが、この検討は改善が望まれる課題の一部であ

り、今後発生する現在見えていない課題に対して必ずしも有効ではない。

今後、問題の発掘から改題解決までを日常的に進めていくために、“高齢化の進行とそれに伴う課題についてはある程度予測できていたにも関わらず、なぜ今に及んでプロジェクトまで結成して検討する必要があるのか、つまりなぜ日常の自治会組織体制で、高齢化対応や自治会活動の課題解決が進まなかったのか”に着目し、その原因を追究し改善していくことが必要であるとの結論になった。

また、改善を進めるにあたっては、高齢化で予想される役員選任の辞退等の問題に絡んで、自治会運営の根本になる理事、班長の選任において、役員輪番制が機能しているかどうか、の判断が重要であることが分かった。

9. 役員輪番制は機能しているか

令和2年9月、令和3年7月の2回目のアンケートでは、5年後には55%の会員が自治会の役員ができなくなっている可能性があると言っている。

一方、令和4年(2022年)1月の住宅調査では、班長辞退者は1190世帯中28世帯に留まっており、班長、理事の選任の状況から判断して、現在は”役員輪番制“は機能している。”と見ている。

班長辞退者が今後急激に増加したとしても、最高でも5年に1度程度の班長周期は維持でき、さらに班統合等に対応すれば、役員輪番制は、“今後3～5年は維持できる”という判断をした。すなわち、急激に役員輪番制が崩壊する危機的状況ではなく、この間に改善を進め課題に対応する時間的猶予があることを確認した。

SKP は、高齢化の進行で、“これからは過去に経験したことのない次元に入っていく可能性がある”という認識のもとに、“今後、高齢化が及ぼす影響を自治会運営の中で監視しながら、状況の悪化に応じて適切に対応していく”自治会運営を提案する。

10. 高齢化対応が遅れた原因と予想される新たな課題

(1) 常務役員会の改善課題解決のための機能が弱い。

会則では“常務役員会は本部役員会の補助機関であり、議事録を作成する必要もない存在”になっている。実際、本部役員会の前座的な会議になっており、本部役員会の議案の事前調整に終わっている。

平成16年度版会則では、常務役員会は本部役員会に準ずる執行機関として、議事録作成を義務付けているが、平成17年度の定期総会で現行会則のように改正された。

(2) 自治会運営の中心となる会長、副会長の任務に、上記課題解決のための取るべき行動が、会則等で規定されていないため動きが鈍い。

(3) 平成17年度に会則が改正され、常務役員会は本部役員会の補助機関になっても実質的には以前と変わらない自治会運営の中心的役割を果たしてきたが、常務役員会運営の中心的役割は会則に規定すべきである。

会則の改正の改正は、現在進行中の会則改正プロジェクトに依頼した。

11. 常務役員会の機能強化

(1) 常務役員会の機能強化（添付資料.8「常務役員会の機能強化について」）

“常務役員会を自治会運営の中心的機関とし、自治会が抱える課題解決を積極的に推進する”ように改善する。

① 会則改正の必要性

- a. “常務役員会は本部役員会の補助機関とする”、を削除し、自治会運営の中心的な働き、すなわち企画、課題改善を提案する機関とする。審議議決は従来通り最高執行機関の本部役員会で行う。
- b. 企画担当副会長の任務に、自治会が抱える課題解決を図るための任務を追加する。

② 常務役員会の進め方

常務役員会の課題解決機能を強化するために、常務役員会の進め方を改善する必要がある。

- a. 常務役員会の議題に、毎回業務改善に関する審議項目を入れる。
- b. 企画担当副会長が会議をリードして以下の審議をする。
 - イ) 改善活動の年度計画について進捗状況を確認する。
 - ロ) 改善課題追加や削除に関する審議を行う。
 - ハ) 年度活動方針を立案するために、改善課題一覧表の課題項目から次年度改善優先順位を決める。

③ 役員業務の明確化

改善が進まないのは、課題解決の中心的役割をする常務役員(会長、副会長、地区長)の業務が明確になっていないことが最大の問題であるとして、併せて他の役員を含めて業務をマニュアル化した。

添付資料.9「桜台自治会役員業務マニュアル」

12. 自治会改善ボランティアの採用

(添付資料.10「自治会改善ボランティアの制度設計」)

今後、常務役員の課題改善業務の負担が増えることが予想され、実際に常務役員会の機能を強化し運用を開始した後、常務役員の負荷軽減や問題解決のための支援が必要になることが考えられ、これに備えて、“自治会改善ボランティア制度”を提案する。

- ① 自治会運営の知恵袋として、自治会運営で必要な改善を検討する。
- ② 会長または常務役員会からの依頼で、または改善ボランティアグループ自らの提案で、

自治会が抱える改善課題を検討し改善案を考える。その後、改善案は常務役員会で審議をへて、本部役員会で審議議決され実行に移される。

- ③ 改善課題を発掘し、常務役員会が所管する「改善課題一覧表」に追加の手続きをする。
- ④ 自治会改善ボランティアは、会則で定める顧問として位置づけで、業務範囲、期間を定め、会長が業務を委嘱する。
- ⑤ 公募でボランティアを集める。年齢、性別、自治会経験は問わず、自治会運営に熱意のある人とする。
- ⑥ 募集人員は5名程度とする。

常務役員会や自治会改善ボランティアで対応ができない大きな課題については、従来通り、プロジェクトや委員会で対応することにする。

10. 役員輪番制崩壊の兆しが見られた段階での対応の提案

SKP では、班長辞退者が増え常務役員のなり手が不足しその選任できず、自治会運営が危機的状況になる前兆が現れた段階でとりうる対応について検討した。

考えられる最悪のシナリオにおいても、自治会運営が安心感をもって取り組めるように、以下のような対応があることを確認することができた。

SKP では提案に留めるが、実際の採用に当たっては常務役員会、本部役員会で更なる検討と審議が必要である。

(1) 班長の業務の徹底的削減

① 集金業務を中止

本部役員会で支持多数となった案は、募金寄付金の集金は止め、募金箱を自治会に設置し、募金が集まらなかった場合は、一定額(1募金2万円程度)を自治会から補填するものとする。

同時に煩雑を極める事務局の募金集計業務と現金取り扱い・保管業務が無くなることのメリットも大きい。

② 回覧板を止め、月1回広報誌を作成しポスターリングする。

- ① 広報誌はページ数に制限があり、自治会発行連絡文書を主体にする。外部からの情報はほとんどなくなる欠点がある。
- ② 自治会外からの回覧は自治会ホームページでは確認できるようにする。
- ③ 年間費用(印刷、ポスターリング)は50万円程度にする。
- ④ 広報誌は事務局で作成する。業務が増える。
- ⑤ 自治会ホームページで確認できる人には配布しないことで費用削減。(約半数の世帯が SNS を利用可)

③ 班長の専門部配属を止める。

- ① 専門部を7部から3部程度に統合し、基本的には専門部に配属された理事で対応できるように業務を削減する。
- ② 夏祭りやイベントを実施する場合は実行委員会を立ち上げ、ボランティアを募る。

(2) 専門事務員の配置

(添付資料.11「専門事務員の制度設計」)

もし最悪のケースで、近い将来高齢化で理事班長業務ができない人が増え、また会長、副会長、地区長の常務役員の引き受け手がなく選任ができない事態が生じた場合の対応として、役員業務の徹底的な削減は当然のこととして、“副会長、地区長、理事、班長、専門部等の負担の大きい業務を代行する専門事務員の配置”を提案する。

この代行によって、会長を除く役員の業務はほとんどなくなり、役員を引き受けやすくなると考える。

- ① 専門事務員はマンション等の管理組合的発想で、“常務役員、本部役員は最終的には会議の出席だけで、現在の役員業務はほとんどすべて専門事務員が代行する”ものとする。
- ② 定期総会議案書作成、会計監査資料作成、本部役員会、常務役員会等の議事録作成、基準規程類の維持改正、ごみステーションの対応等を含む副会長、地区長業務、専門部業務の代行を行う。
- ③ 上記自治会の運營業務を、有給(2人の専門事務員で年間150万円、1500時間)で行う。事務員併せて5人になるが、相互の業務見直しで効率化を図る。また専門事務員の一人を事務長とし、業務を統括する。
その費用を捻出するには経費削減、事務業務の効率化等の改善を進めていく必要がある。

専門事務員の配置は、共働きが普通になり自治会活動や行事への参加が敬遠される今の時代において、それは自然な選択なのか、または専門事務員の採用によって役員の自治会活動が無くなり、人を知る機会が減って交流が無くなり、それが自治会の弱体化につながっていくのか、弱体化を防ぐ方法はないのかなど、専門事務員制度採用時には更なる検討と慎重な制度設計が必要である。

11. 終わりに

SKP は結成以来わずか1年のプロジェクトであったが、桜台自治会が抱える問題点について、いろいろな角度から議論を展開し、改善案を提案することができた。

その結果、会員の高齢化を怖がるのではなく、その実態を詳細に把握したうえで、会員の皆さんの相互理解とご協力を得て、冷静に対応すれば、十分に対応できるという確信を持つことができた。

具体的には、常務役員会が「桜台自治会改善課題一覧表」に基づき、高齢化に伴って発生する問題を監視しながら、その課題解決のために優先順位をつけ検討を進め、または自治会改善ボランティアに検討を依頼して改善案を作り、本部役員会で審議議決して実行に移していくことになる。

この1年、約20回に及ぶプロジェクト会議を開催し熱心に議論を重ねてきた結果、今桜台で起こっている問題、近い将来起こるであろうと予想される問題をプロジェクトメンバーで共有化することができ、大きな改革のスタート台に立つことができた。

これは桜台自治会においては大きな財産であり、今後この活動を引き継ぐ皆さんにとって大いに参考になると信じる。

11. 添付資料

- ① 添付資料.1 「桜台自治会改善課題一覧表」
- ② 添付資料.2 「桜台自治会の現状分析と目指す姿」
- ③ 添付資料.3 「集金業務の見直し」
- ④ 添付資料.4 「回覧板の見直し」
- ⑤ 添付資料.5 「専門部活動内容一覧表」
- ⑥ 添付資料.6 「イベントの見直しについて」
- ⑦ 添付資料.7 「桜台自治会防災活動の見直し」
- ⑧ 添付資料.8 「常務役員会の機能強化について」
- ⑨ 添付資料.9 「桜台自治会役員業務マニュアル」
- ⑩ 添付資料.10 「自治会改善ボランティアの制度設計」
- ⑪ 添付資料.11 「専門事務員の制度設計」

以上の資料について、電子ファイルが必要な人は、下記アドレスまで連絡ください。

E-mail Address:1 kto.kirita@keh.biglobe.ne.jp (SKP 事務局)

以上